

# 今後の生涯学習・社会教育の振興方策(具体策)(案)について

# 重点事項(1)社会教育人材ネットワークの構築による組織的な活用

## 具体策①:社会教育人材ネットワークの構築

- 社会教育士の活躍促進や、社会教育士の横のつながりを強化するため、社会教育主事講習・養成課程の実施機関である大学等の協力も得ながら、社会教育人材のネットワークを構築する。
- ・ 令和5年度にネットワーク化の手法を調査・検討し、令和6年度中にネットワークを構築する。
- 研修情報の周知、イベントや個別相談対応への協力依頼等ネットワークを活用する。
- 対象者、活用方法等の詳細は、集約する情報の種類(氏名や属性等)や、集約の主体・手法等とあわせて検討する。また、ネットワークの 自主的な活用や人材の確保の観点から、社会教育主事OBや社会教育主事養成課程の学生等の活用も検討する。
- ネットワークの構築にあたっては、デジタルバッジ等の活用可能性もあわせて検討する。

## 具体策②:社会教育主事講習・社会教育主事養成課程における修了証書のあり方の検討

- 社会教育主事講習の場合、修了証書は各実施機関が発行しており、社会教育主事養成課程の場合、特段の定めはない。
- 社会教育士として活動しやすいよう、社会教育士であることを称する旨を記載するなど、修了証書のあり方を検討する。
- 検討にあたっては、社会教育士のネットワーク化の進展を踏まえるとともに、デジタルバッジ等の活用可能性もあわせて検討する。

## 重点事項(2)社会教育士等の講習・研修の充実(講習のアップデート、継続的な学習・交流への支援)

## 具体策①:デジタル技術の進展を踏まえた社会教育主事講習等の内容の見直し

• 社会教育におけるデジタル技術の活用促進や、デジタルデバイドの解消を進めるため、社会教育主事講習及び社会教育主事養成課程の講義内容にデジタル技術の進展を反映。

## 具体策②:現代的諸課題や他機関等との連携促進を踏まえた社会教育主事講習等・研修内容の見直し

- 社会教育主事と社会教育士の役割分担も踏まえ、社会教育主事講習や社会教育主事養成課程の在り方を整理した上で、社会教育主事講習や社会教育主事養成課程に盛り込むべき内容と、研修で補うべき内容の精査を進めるとともに、現代的諸課題や多様なニーズに対応した学習内容の追加を検討する。
- 研修内容の見直しにあたり、デジタルバッジの活用等による履修証明等の導入可能性を検討する。

## 具体策③:社会教育士等への継続学習の機会の提供

• 社会教育主事や公民館、図書館等の職員に対する研修など、社会教育関係職員に対する研修のうち、社会教育士等の知見のアップデート に資するものについて、オンデマンド配信等を進める。その際、継続的な学習の機会が、相互に協力しあえる人的つながりづくりの機会とな るよう、社会教育人材ネットワークの活用も検討する。

# 重点事項(3)社会教育分野での人材確保

(社会教育主事の配置促進、公民館主事等の講習受講、公民館等への社会教育士の配置・登用の促進)

## 具体策①:社会教育主事の配置状況の分析・自治体への働きかけ

• 社会教育主事の配置状況を分析するとともに、必要に応じてヒアリングを実施することで、社会教育主事の配置に関する課題や、課題を乗り越えた好事例を把握し、その横展開を図りながら社会教育主事が配置されていない自治体等へ社会教育主事の配置を働きかける。

## 具体策②:公民館主事や地域学校協働活動推進員等の専門性向上

- 社会教育士を含む社会教育主事有資格者の公民館への配置や、地域学校協働活動推進員としての登用に関する課題や、課題を乗り越えた好事例の横展開を図ることで、専門性の向上を促す。
- 社会教育主事講習を受講しやすい環境の整備を進めるとともに、公民館主事や地域学校協働活動推進員の社会教育主事講習の受講を推 奨する。

# 重点事項(4)地域振興分野等での人材確保

(地域振興部局担当者、町内会・まちづくり協議会関係者等の講習の受講促進等)

## 具体策①:首長部局における社会教育士の活躍促進など、首長部局とのタイアップを推進

- 社会教育マイスター(仮称)も活用し、首長部局に社会教育士制度を周知すること等により、社会教育士の首長部局での活用を促進する。
- 社会教育人材ネットワークを活用し、社会教育人材の地域振興等の施策への協力を促進するとともに、首長部局から社会教育人材に対する 施策や事業等への協力の働きかけを容易にする。
- 社会教育人材のネットワークを活用し、首長部局における社会教育士の活躍事例を、課題も含めて把握し、横展開を図る。

## 具体策②:首長部局における社会教育主事講習の受講促進

• 首長部局の自治、農業、福祉等の関連施策と社会教育の連携強化を図るため、社会教育士の制度を首長部局へ周知するとともに、社会教育との連携が重要な部局の職員に対し、社会教育講習の受講を推奨する。

# 重点事項(5)講習の受講機会の拡大等(受講者枠の拡大・オンライン化等)

## 具体策①:社会教育主事講習・司書及び司書補の講習、学校図書館司書教諭講習のデジタル完結

- 社会教育主事講習、司書及び司書補の講習、学校図書館司書教諭講習については、講習の実施や受講手続きについて、デジタル完結を 妨げる法令等はないため、<u>講習のデジタル完結が可能であることを明確化し、オンラインを希望する受講者がオンラインのみで受講を完結</u> できるよう講習実施機関にデジタル技術の活用を促す。
- <u>令和6年度からの社会教育主事講習のデジタル完結に向け、国立教育政策研究所社会教育実践研究センターが実施する講習</u>について、 試験的にデジタル完結に取り組む。
- 社会教育主事有資格者(令和元年後以前の科目で社会教育主事講習を受講した者)が社会教育士の称号を取得するために追加的に受講する2科目(生涯学習支援論、生涯学習概論)について、講習のデジタル完結等により受講しやすい環境の整備を図る。
- オンラインで全ての科目の受講が完了した受講者においても、具体的な事例の共有や協力依頼等ができる横のつながりを持つことが可能 となるよう、社会教育人材ネットワークの活用も検討する。

## 具体策②:受講者のライフプランやニーズに応じたコースの設置促進・受講定員の拡大

- 働きながら夜間や休日に受講したい等の受講者の多様なニーズに応えるため、<u>対面とオンデマンドの併用、夜間や休日中心の講座の開講</u> 、複数大学での受講等の取組を収集し、取組の横展開を図ることで、講習実施機関に対応を促す。
- 社会教育主事講習の受講ニーズの高まりを踏まえ、希望者を可能な限り受け入れられるよう、定員の増加や実施機関の拡大を促す。

## 具体策③:受講者の負担軽減や社会教育主事講習受講要件の明確化

- 生涯学習・社会教育に関する民間資格について、受講者の負担軽減の観点から、社会教育主事講習の科目代替の可否について検討を進める。
- |・ 社会教育主事講習の受講要件に関し、海外大学卒業者の取り扱い等の明確化に向け、検討を進める。

# 横断的事項(社会教育人材関係)

## 具体策①:生涯学習分科会における社会教育人材に関する専門的な議論・検討の継続

生涯学習分科会において、社会教育教育人材に関する取組の実施状況を踏まえ、社会教育主事や社会教育士等のあり方も含め、社会教育人材に関するさらに専門的な議論・検討を行う。

## 具体策②: 社会教育主事講習の名称変更の検討

社会教育主事・社会教育士の制度的な位置づけや社会教育士の更なる活躍促進等を総合的に勘案し、社会教育主事講習の名称変更を生涯学習分科会において検討いただく。

## 具体策③:社会教育マイスター(仮称)の創設

• 優良事例の横展開にとどまらず、課題を抱える自治体に寄り添い、他自治体での課題の解決事例等を紹介しながら、実際に自治体で取組が進むようにアドバイスをすることが重要であることから、現行のCSマイスターの活動も踏まえながら、社会教育マイスター(仮称)を創設し、自治体の取組を個別に支援する。その際には、社会教育主事・社会教育士の活用なども含めて周知する。

## 具体策争: 社会教育におけるEBPMの推進

- 社会教育に関する状況の迅速な把握や調査を横断したデータの連結や分析に向け、学校コードを参考にしつつ、社会教育施設コードの付与を含め、調査手法の改善を検討する。
- 社会教育人材や社会教育施設に関するものなど、様々な調査を横断したデータの連結や分析を踏まえ、必要な施策を推進する。

# |重点事項(1)他の行政施策・部局と連携し、多様な住民ニーズに対応(地域振興、多世代交流、福祉等)

# 〇地域づくり(地域振興)をはじめとする他の行政施策や担当部局とのタイアップを推進

## 具体策①:【再掲】首長部局の関連施策との連携、首長部局職員の社会教育主事講習の受講の推奨

・ 首長部局の自治、農業、福祉等の関連施策と社会教育の連携強化を図るため、社会教育士の制度を首長部局へ周知するとともに、 社会教育との連携が重要な部局の職員に対し、社会教育講習の受講を推奨する。

# 〇社会教育人材ネットワークとの連携

## 具体策②: 【再掲】首長部局における社会教育士の活用促進

• 社会教育人材ネットワークを活用し、社会教育人材の地域振興等の施策への協力を促進するとともに、首長部局から社会教育人材に対する施策や事業等への協力の働きかけを容易にする。

# 〇社会教育施設の複合化やPFIの活用による官民連携の推進

## 具体策③:社会教育施設の複合化やPFI等を活用した社会教育施設の整備の推進

- 住民の利便性の向上のための機能化を図るため、社会教育施設の複合化やPFI等の活用による官民連携について、財源の収集方法も含めて事例を収集し、横展開を図る。事例の収集にあたっては、企業版ふるさと納税等の民間資金の活用も含める。
- 「社会教育デジタル活用等推進事業」(令和5年度新規概算要求)において、公民館や図書館等の社会教育施設のPFI等の活用促進を図るため、教育委員会等への助言・支援等を行うアドバイザー事業を実施。
- 自治体に対し、関連会議等を通じて、財源確保方策を含めた好事例等も含めたPFI等の活用促進について、繰り返し周知する。

# 重点事項(2)地域との連携推進による地域づくりの主導(地域住民、NPO、学校等)

# 〇地域住民による公民館運営への参画

## 具体策①:地域住民の意向の反映や効率的・効果的な公民館の評価・改善のあり方の検討

公民館運営における地域住民の意向の反映を促進するとともに、公民館運営審議会等を活用して効率的・効果的に公民館の評価・ 改善を行っている事例も踏まえ、国立教育政策研究所社会教育実践研究センター作成「社会教育計画策定ハンドブック」の改訂等 を検討する。

## O民間企業やNPO等との連携

## 具体策②:民間企業やNPO等における公民館の活用促進

• 社会教育法第23条第1項第1号(公民館はもっぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助する行為を行ってはならない。)の規定が民間企業等による公民館の活用の妨げになっているとの指摘を踏まえ、民間企業等による公民館活用の事例を収集・整理し、具体的なケースを紹介した通知等により、当該規定の解釈の更なる周知を図る。

## 具体策③:民間企業やNPO等における公民館の活用促進

• 公民館等の社会教育施設において、民間企業やNPO、町内会、子ども会等との連携、ふるさと納税の活用など、地域の様々な活動や外部資源等も活用することが重要であり、各自治体の好事例等を周知し、取組を促す。

## ○地域と学校の連携・協働の推進

## 具体策④: コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進

- |・ 地域学校協働活動推進員の常駐化等により、地域と学校が連携・協働する体制の強化を図る。
- 【再掲】社会教育士を含む社会教育主事有資格者の公民館への配置や、地域学校協働活動推進員としての登用に関する課題や、課題を 乗り越えた好事例の横展開を図ることで、専門性の向上を促す。
- 地域学校協働活動推進員の社会教育主事講習の受講を推奨する。

## 具体策(5): 学校教育と社会教育の連携強化

- 地域課題解決等を通じた探究的な学び等の質の向上や教員の負担軽減を図るため、学校教育と社会教育の連携に関する優良事例を収集し、横展開を図ることにより、連携の強化を促す。
- 公民館の学校利用や連携を更に推進するとともに、学校教育における地域学習等において社会教育士の活用もあわせて検討する。

# 重点事項(3)学びと実践の場としての機能強化

# 〇社会的包摂の実現に向けた学習支援

## 具体策①:多様なニーズに応じた学びの支援、子供や若者が集い学び合う場としての社会教育施設の推進

- 公民館等の社会教育施設を拠点とし、社会教育人材のコーディネートにより、ICTやデジタルコンテンツ等も活用しながら、高齢者・障害者・ 外国人等のニーズに応じて生活に必要な学びを支援(福祉部局とも連携)。
- 公民館や図書館等の社会教育施設が、地域学校協働活動や家庭教育支援チーム、NPO等と連携し、不登校や貧困等の様々な課題を抱える子供たちの受け皿としての役割を果たせるよう、優良事例を収集し、横展開を図ることで、社会教育施設における取組を促す。

## Oリカレント教育の検索サイト「マナパス」との連携

## 具体策②:公民館等での学びと大学等における学び直しとの接続

公民館等での学びが、必要に応じ大学等での学びに繋がるよう「マナパス」と公民館サイトの相互リンクや、マナパスでの情報発信の充実を図る。

# 〇デジタルとリアル双方の教育機会の提供による「つながりづくり」

## 具体策③:社会教育施設のデジタル化、国民のデジタルリテラシーの向上への支援やリアルな体験活動の推進

- 公民館や図書館等の社会教育施設のデジタル環境整備の加速を図るため、教育委員会等への助言・支援等を行うアドバイザー事業を実施するとともに、自治体に対し、関連会議等を通じて、財源確保方策を含めた好事例等を周知し、取組を促す。
- デジタル庁、総務省及び文部科学省が連携し、公民館等を活用しながら、国民のデジタルリテラシーの向上に取り組む。
- 一方、デジタル化が進む中、現代の子供たちはリアルな体験が不足していることから、企業等と連携したリアルな体験活動の機会の充実( 統一的なポータルサイトの構築、企業側の参加インセンティブの拡充)にもあわせて取り組む。

## 具体策④:デジタルリテラシー向上に必要な学びの提供やデジタルを活用した学びの推進

• デジタル庁(デジタル推進委員等環境整備事業)、総務省(デジタル活用支援推進事業)及び文部科学省(国民のデジタルリテラシー向上 事業)が連携し、公民館等を活用しながら、国民のデジタルリテラシー向上に取り組む。文部科学省による「国民のデジタルリテラシー向上 事業」においては、公民館等の場を活用したデジタルリテラシー向上講座の実施を支援。

## 〇社会教育人材ネットワークとの連携

## 具体策⑤:【再掲】公民館主事や地域学校協働活動推進員等の専門性向上

社会教育士を含む社会教育主事有資格者の公民館への配置や、地域学校協働活動推進員としての登用に関する課題や、課題を乗り越えた好事例の横展開を図ることで、専門性の向上を促す。

10

# 横断的事項(社会教育施設関係)

## 具体策①:公民館等の社会教育施設のデジタル化の促進

- 「社会教育デジタル活用推進事業」(令和5年度概算要求)において、公民館や図書館等の社会教育施設のデジタル環境整備の加速を図るため、教育委員会等への助言・支援等を行うアドバイザーを派遣する。
- 社会教育施設のデジタル環境整備に関する現状の詳細な把握を進めるとともに、財源確保方策を含めた良好事例を収集し、各種会議等で繰り返し周知を図るなど、横展開を図る。

## 具体策②:「公民館の設置及び運営に関する基準」改定の検討

• 「公民館の設置及び運営に関する基準」(平成15年文部科学省告示第112号)に子供や若者向けの取組の推進の明記を含め、現代的な諸課 題への対応も踏まえながら、改定を検討する。

## 具体策③:優良公民館表彰の拡充

- 優良公民館表彰において、年度毎、社会の要請に対応した重点分野(例:子供や若者の学び合う場の整備、公民館におけるデジタル活用、 学校教育との連携等)を設け、特に優れた自治体の取組を表彰ことにより、各自治体に重点分野に関する取組を促す。
- 優良公民館表彰の重点分野に対応した優良事例を把握し、横展開を図ることで、社会の要請に対応した取組の充実を図る。

## 具体策4: 【再掲】社会教育マイスター(仮称)の創設

• 優良事例の横展開にとどまらず、課題を抱える自治体に寄り添い、他自治体での課題の解決事例等を紹介しながら、実際に自治体で取組が 進むようにアドバイスをすることが重要であることから、現行のCSマイスターの活動も踏まえながら、社会教育マイスター(仮称)を創設し、自 治体の取組を個別に支援する。その際には、社会教育主事・社会教育士の活用なども含めて周知する。

## 具体策⑤:【再掲】社会教育におけるEBPMの推進

- 社会教育に関する状況の迅速な把握や調査を横断したデータの連結や分析に向け、学校コードを参考にしつつ、社会教育施設コードの付与を含め、調査手法の改善を検討する。
- 社会教育人材や社会教育施設に関するものなど、様々な調査を横断したデータの連結や分析を踏まえ、必要な施策を推進する。